

# 川島桶川資源循環組合交際費支出基準

令和7年5月19日

管理者 決 裁

## 第1 目的

この基準は、組合交際費の支出対象等を明示することにより、組合交際費の適正な支出を確保することを目的とする。

## 第2 組合交際費

組合交際費とは、組合を代表して交際、交渉等を行う上で特に必要であると管理者が認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。その執行に当たっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最低限の金額にとどめなければならない。

## 第3 表意者の範囲

原則として管理者とする。ただし、管理者以外の職員については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、支出できるものとする。

## 第4 組合交際費の支出区分等

組合交際費の支出区分、支出対象及び支出額は、別表のとおりとする。

## 第5 その他

- 1 支出額については、地域の慣習等特別な事情により別表に定める金額により難しい場合には、当該金額を調整できるものとする。
- 2 組合交際費は、その支出内容や金額が常に住民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮して執行するとともに、その適正な執行のため、支出区分、支出対象及び支出額について適宜見直しを行うものとする。

## 附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第4、第5関係）

支出区分	支出対象	支出額
会費	総会、研修会及び懇談会等で飲食を伴うもの	(1) 金額が明記されている場合 当該金額 (2) 金額が明記されていない場合 ア ホテル等の一般的な宴会場で開催する場合 5,000円 イ ア以外の場合 3,000円
弔慰	香典等	原則として1万円以内の額
見舞い	病気、災害、事故等	原則として1万円以内の額
その他	上記に掲げるもののほか、組合行政推進上管理者が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額